

## 断章 いのちは切なし

——人と動物のはざま——

### 一 死の情景

一瞬目を見開いて、私をじっと見つめた。それからすぐに、まぶたを重く閉じて、かすかに動いていた肺が、ゆつくりと、静かに、止まっていった。「しずか!」。私は叫んだ。しずかの体をゆする。まだ逝くな。おむつ生活でもいい、じっと寝ているだけでもいい。ぬくもりがあるだけでいい。頼むからまだそばにいてくれ。けれど、不思議なほど普通であるかのように、事態は進んでいった。体温はまだ温かい。でも、呼吸は停止した。心臓も止まった。生きているように見える。しかし、もう引き留めることはできない。何も変わってないのに、重大なことが進行し、過ぎ去っていった。一瞬前に戻りたい。しずかの生きていたあの時間に戻りたい。だが、時間は冷酷に、歩を刻んでいく。時間とは、なんて恐ろしいものなのか。いのちとは、なんと切ないものか。

愛犬「しずか」と出会ったのは、かれこれ一六年前に遡る。家族で犬を飼おうということになって、雑種犬の里親捜しの会に出向き、すでに生後五カ月を過ぎ、やや大きくなっていた彼女が、展示広場の入り口のところにいた。かわいくて、すぐに目に付いたが、係の方が別な犬を勧めて、私たちはその犬をもらい受けようかと思いはじめた。しか

一ノ瀬 正樹

し、私たちは、その犬のしっぽの形態に気づき、かなり吠える犬種かもしれないと感じ、躊躇し始めると、係の方は、なんと、あの目に付いた入り口の犬を連れてきたのである。もはや迷うものはない。こうして、私たちは「しずか」と暮らし始めた。「しずか」との散歩は、私にとってもはや本質的なこととなっていった。ものを考える絶好の機会なのである。「しずか」を迎え入れた二年後、ペットショップで売れ残り、後ろのほうに回されていた柴犬を、なぜだか情にほだされて迎えた。もう一人の愛犬「牛若」である。こうして、「しずかと牛若」の日々が十年ほど続いたのである。

「牛若」が二〇〇九年に亡くなったときのことは、拙著『死の所有』（一ノ瀬、二〇一一）に記した。私自身、大人になつてはじめての、自覚的に共同生活をした犬の「死」であった。しかも、若死にであった。衝撃はすさまじかった。それと比較すれば、「しずか」の死は、私にとって静謐なものであったと言つてよいだろう。「牛若」の死から六年が経ち、「しずか」も齢一六を超え、犬の生存条件を考えると、もはやいつお迎えが来てもおかしくないし、一度「牛若」の死を経験した私自身、愛犬も死ぬんだという自明なことを自明なこととして多少は受け入れられるようになってきたからである。もつとも、「しずか」は、もしかしたら一七歳まで生きるか、と期待させるほど元気で、死の二週間前まで、散歩もし、食欲もあった。しかし、二〇一五年三月下旬になると、足腰が立たなくなった。もどから腎臓を病んでいて、彼女の体は全体として限界だったのである。散歩も排泄もうまくできない。おむつ生活になった。不思議な感覚だが、正直、私は彼女のおむつを替えてやるのが、なんだか嬉しかったのである。若いときはお調子者で、あまり言うことも聞かないおてんばだったのが、神妙におむつ替えに従ってくれるからだろう。やつと私の掌中にやってきた、という感触である。最期の日々は、おむつを替え、「しずか」にはおずりをして、密着して暮らした。ただ、あいにくと、四月頭にバンクーバー出張があり、後ろ髪を引かれるようにカナダに向かった。あちらで毎日「しずか」の様子を家族に聞いた。そうして、帰国した翌日の、二〇一五年四月六日、私の愛犬「しずか」は一六歳五カ月の生涯を終え、旅立ったのである。まるで私の帰国を待っていたかのようにであった。いまでも愛しさが

こみ上げ、胸が詰まる。

「しずか」の境涯は決して不幸ではなかったと、私は信じたい。家族として一緒に出かけ、一緒に楽しみ、天寿とと言えるような歳まで元気に暮らし、最期はみなに看取られた。むろん、「死」について、私たちは完全なる素人であり、一人称の次元でそれがどういう事態であるかは分からない。「しずか」が、死に際して何を感じ、何を思ったか、それは永久に謎である。だから、私たちは、「一人称の死」という本来の関心事を遠巻きにしながら、二人称そして三人称の死をほぞをかむように語る。それしかできないのである。そして、そういう限りで、死に際も含めて、「しずか」の一生は決して悲惨なものではなかったと信じたいのである。<sup>(1)</sup>

## 二 動物を殺す

けれども、「しずか」のような場合がすべての犬に当てはまることはない。犬、そしてその他の哺乳動物は、私たち人間の視点から見ても、すべてが「しずか」のような、必ずしも悲惨とは言えない死を迎えるわけではないのである。ここでは、議論の端緒として、動物の死についての三つのケースにとくに言及しておきたい。少なくとも私にとって、「いのち」というものの意義を捉えるために、これらの問題を抜きにすることはできない。というより、これらの問題に注視することこそが、「いのち」に関する論議の出立点になるべきだ、というのが私のスタンスである。これらはすべて表だって主題化されにくい、という特徴を共有している。事実として主題化されにくいだけでなく、多くの人々が主題化したくないと思っているのではないか、というのが実情であろう。第一は、保健所における犬猫の殺処分である。飼い主のいない野良犬や猫（とくに子猫）、あるいは飼い主が飼育放棄したり、飼えなくなったりした犬猫の多くは、保健所に引き取られる。そのなかには、新しい里親にめぐり会えるものもあるが、一定数は殺処分される。コストなどに鑑みて、ほかにどうしようもないと判断されるからである。この問題は、いわば私たちの社会の裏面であって、なかなか表面に出されて議論の主題となりにくい。報道もされないし、国会で質問もほとんどされない（も

つとも、平成二七年八月に高井たかし衆議院議員が犬猫殺処分について内閣委員会で質問している。とはいえ、たしかに、こうした裏面に潜む非道徳性を感ずる人々は少しずつ増え、その結果、殺処分数は近年減り続けている。平成元年ぐらゐまでは年間一〇〇万頭を超える犬猫が殺処分されていたのだが、平成二五年の環境省による統計では一二万八二四一頭にまで減っている。

もつとも、平成二五年の引き取り数の全体が一七万六二九五頭で、そのうちの一二万頭以上が殺処分ということなので、殺処分割合は七割以上であり、相対的に高いと感じられるだろう（環境省統計資料「犬猫の引取り及び負傷動物の収容状況」二〇一五年八月三〇日取得、[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/statistics/dog-cat.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/dog-cat.html)）。実際、国会図書館の遠藤真弘による二〇一四年の調査によると、イギリスでの犬猫殺処分は一割から二割程度、アメリカで三割から四割、ドイツでは殺処分禁止、ということになっており、比較した場合、日本の殺処分の割合は依然として高いと言わなければならない（遠藤、二〇一四）。むろん、こうした述べ方には慎重さが必要ではある。イギリスでは、「スタッフイ」と呼ばれる闘犬種の血を引く犬種が若者の間で流行り、その保健所への入居が急増し、その攻撃性に苦慮した結果、二〇〇九年には健康な犬一九三二頭を殺処分した（遠藤、二〇一四、七頁）。また、ドイツに関して言えば、原則的に殺処分禁止とはいえ、「ドイツ連邦狩猟法は、狩猟動物を保護する目的で野良犬・猫の駆除を認めており、狩猟者は、合法的に野良犬・猫を殺すことができる……動物保護施での殺処分とは目的が異なるが、本来であれば動物保護施設に入居してもおかしくない野良犬・猫や捨て犬・猫が駆除の対象となっており犬猫殺処分と無関係であるとは言えない」（遠藤、二〇一四、三頁）。しかし、いずれにせよ、このような国際比較は、データとして押さえておくべきだとしても、主たる論点ではない。ここでの主たる論点は、むろん、犬猫などのペットを、私たちの社会は殺処分しているという事実の明確化である。

しかも、ここで付け加えるべきは、我が国での犬猫の殺処分方法である。環境省が平成七年七月四日総理府告示第四〇号として発布した「動物の殺処分方法に関する指針」（二〇一五年八月三〇日取得、<https://www.env.go.jp/nature/>

dobutsu/aigo/2\_data/laws/shobun.pdf) の冒頭には「一般原則として「管理者及び殺処分実施者は、動物を殺処分しなければならぬ場合にあつては、殺処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めるとともに、殺処分動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するよう努めること」と謳われている。「殺処分しなければならぬ場合」という条件がもの悲しく響くとしても、その条件を承認した上でならば、この原則自体、次善の策として受容可能である。けれども、問題はその実態である。同じく環境省が公開している、「第五回動物の愛護管理のあり方検討会」での資料三「犬ねこの引取りや殺処分等」(資料3:「犬ねこの引取りや殺処分等」二〇一五年八月三〇日取得、[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/arkata/h16\\_05.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/arkata/h16_05.html))によると、「各自自治体に於ける殺処分の方法であるが、炭酸ガス(CO<sub>2</sub>)を利用した方法が九六%を占めている」(同資料、一三頁)。その根拠は、「炭酸ガスは空气中に〇・〇四%含まれており、その高濃度の吸入による麻酔効果はよく確かめられている」(同資料、一四頁)という点に求められている。問題はここである。炭酸ガスを用いた殺処分の現場に立ち会った、「NPO法人アニマルライツセンター」によるレポートを、やや長いが、引用しておこう。

私たちは凶暴どころか肉体的にも精神的にも弱っており、抵抗する力も残されていない犬ばかり。抵抗して足を踏ん張ってもすぐに引きずられていきます。人がじかに接していても、人に危険はほとんど無い様子です。危険があるとすれば、恐怖心から抵抗をするときだということです……ガス室にいやおうなく追い込まれていきます。このとき、犬たちは何が起るのか、まだわからないという表情でした。二酸化炭素は無味無臭です。ガタンと音を立ててドアが閉まり、シューとガスが始めても、はじめのうちは何が起っているのかわからないという顔をしていました。犬の何頭かとのとき目が合いました。そして、数秒後、犬たちは異変を感じ、叫びもだえ始めます。身体の弱い犬から次々に倒れました。元気な犬は長い間倒れず、一生懸命に空気を吸おうと頭を上にもたげ、必至で呼吸を試みますが、二酸化炭素濃度はその時は既に九〇%に近づいていました。痙攣をし

ながらたおれ、倒れた後も息を吸おうと頭を高く上げます。足をばたつかせ、次第に動かなくなりました。この犬にとつていったいどのあたりが麻酔鎮静作用だったのでしょうか……二酸化炭素の場合は、精神的な恐怖だけでなく、窒息しめがくという過程を経た後、（沈静・麻酔作用というより）こん睡状態になり、倒れています（「犬の問題猫の問題」二〇一五年八月三〇日取得 [http://www.bethevoiceforanimals.com/satsusyobun/detail/satsusyobun\\_03.html](http://www.bethevoiceforanimals.com/satsusyobun/detail/satsusyobun_03.html)）。

私の一市民としての直観からして、こうした殺処分は倫理的問題がまったくない、とはどうしても言いがたいと感じてしまうのである。むしろ、どのくらいの苦しみだったのか、その一人称の様態は確かめようがない。しかし、眠らせてから安楽死させる、というような方法と比較すると、明らかに苦しみを与えた殺し方ではなかるうかと思われる。ただ、こうした直観のみに基づいて、現状の殺処分を批判したり、保健所などの職員を非難したりするのは、早計であろう。このようなシステムが生まれてきた背景というものもあるべきであり、それを担当する職員が無感覚で実行しているとも考えられない。考えるべきは、どのようにこの事態を理解すべきか、改善すべきならどのようなやり方を導入すべきか、という点である。社会のシステムとして存在しているということは、婉曲的には、私たち一人ひとりが事実上暗黙の同意を与えているということでもあり、したがって、自分たち自身の責任問題として捉えない限り、解決の道は見えてこないだろう。

さて、飼育放棄されたペットの殺処分問題のほかに、社会の裏面に潜む、動物を殺すという、社会的に秘匿されがちな背面的行為の他の局面が、指摘されなければならない。それが、私が言及したい二番目と三番目のケースである。二番目のケースとは、「動物実験」に伴う、動物を死に至らしめる行為である。むしろ、動物実験といっても、扱う動物の種類、実験の内容など、千差万別であり、一括りにはできない。私がここで言挙げしたいのは、実験の結果、被験動物が死に至ってしまうような実験である。中等教育などでの解剖実験とか、「毒性学」の実験などがおおむねそれに当たるだろう。そして、第三に言及したいケースは、肉食のための動物の屠殺である。考えてみればすぐ分か

ることだが、犬猫の殺処分、動物実験による動物殺しに比較して、肉食のために屠殺される動物の数は桁違いに多い。ピーター・シンガーの指摘を引いておこう。「食用として飼育される動物の利用と酷使は、問題となる動物の数において、他のいかなる種類の動物虐待をもはるかに凌駕する」(Singer, 2002, p. 95)。G・L・フランシオンの伝えるところによると、アメリカ合衆国だけに限っても、「私たちは一年間で八〇億匹以上の動物を食用として殺している。概算して、毎日私たちは二三〇〇万匹の動物を屠殺している、すなわち、一時間で九五万匹の動物を、一分間でほとんど一六〇〇〇匹の動物を、一秒間で二六〇匹以上の動物を屠殺している。世界全体で考えれば、さらに何十億もの動物が殺されていることは言うまでもない」(Francione, 2008, p. 26)。もちろん、犬猫の殺処分で言及したことは、動物実験や肉食の場合にも当てはまる。こうした慣習には積み重なった背景があるのであり、また、動物実験や屠殺に直接関わっている人々には、部外者には推し量ることのできない、特有の捉え方があるはずである。食品、革製品、動物実験を経た薬品、化粧品などに即して、私たち自身が陰に陽にこうした慣習の恩恵を受けていながら、それを棚上げて、殺される動物はかわいそうだ、などと安易に述べることには偽善性が明白に伴うことに自覚的であればならない。もしこうした慣習に改めるべきことがあるならば、それは私たち自身の自己責任の問題として、当事者として、改善に取り組むべきなのである。

### 三 避 難 死

ところで、以上動物に関して述べたような、社会的に表立って主題化されない・されにくい死、というのは、私たち人間に関しては存在しないのだろうか。もちろん、個別的には存在すると言うべきだろう。殺されて死体が発見されない人、失踪して行方不明となり身元不明で亡くなる人、実際は殺されたのに病死や自殺として扱われる人、大量に死亡者が発生してしまった場合の個々の人々、こうした方々は、個別的には、いっいち主題化されることはほとんどない。いや、むしろ、私たちの死、もっと広く言うとな、私たちも動物も含めて「いのち」の終焉というのは、病死

であれ災害死であれ不慮の死であれ、個別的に取り上げられることはまれである。わずかに、猟奇的殺人の被害者<sup>(3)</sup>、政治活動による死亡者、英雄的・利他的行為による殉職者や死亡者、偉人や有名人の死など、そうした特殊な文脈やステータスにおいて発生した死の場合、メディア報道価値が付与され、社会的に注目されるのみである。

けれども、以上に挙げた人間の死は、主題化されるかされないかは別にすれば、すべて、その「原因」あるいは少なくとも「原因」として推定される範囲にまぎれはない。身元不明の死者でも、凍死とか病死とかに原因が求められるし、変死者の場合でも、病死、自殺、事件のいずれかであるというように原因は限られる。少なくとも、そのような理解枠組みを私たち社会は承認しているように思われる。だが、きわめて特殊な状況ではあるが、大量に死者が発生したにもかかわらず、原因が奈辺にあるかについての社会的了解が分裂してしまっている場面が出現することがある。そうした場面に関しては、そもそも死に至る機微についての理解が分断されているので、社会的に主題化されにくくなるのは必定である。私たちは、あるいは少なくとも私は、近年こうした場面に遭遇したと感覚し、身震いを覚えたことを告白しなければならない。それは、例の東日本大震災、そしてその後の福島第一原子力発電所の事故後に発生した、悲劇のことである。多くの方々が亡くなってしまったのに、原因の理解が分裂し、関係者にはいまでもやもや感と悔恨の情が残っているにもかかわらず、別の関心事の陰に隠蔽されてしまっている。少しでも、ご冥福を祈り、哀悼を捧げることへと貢献できるよう、という想いも込めて、ここで言及したい。

それは、津波震災による福島第一原子力発電所事故の後で、原子力発電所（以下原発）直近の双葉町や大熊町などに避難指示が出されて、高齢者福祉施設の入所者が避難を強いられ、そのあと、多くの高齢者が数日のうちに亡くなってしまったという、あの悲劇群である。避難指示は、二〇一一年三月一日の震災当日に、原発三キロメートル以内の避難指示が出て、翌二二日には、一〇キロメートル、二〇キロメートルと避難指示区域が拡大されていった。そして、避難指示区域の高齢者福祉施設の多くの入所者は、一二、一三、一四日と避難していったのである。その理由は、言うまでもない、第一原発の水素爆発などに起因する放射性物質拡散による放射線被曝から身を守るためである。



言い方を換えれば、入所者および施設職員の「いのち」を守るためである。実際、こうした方針は一定の合理性をもつことは間違いなかった。放射線被曝は「いのち」を奪いうる。一九九九年の茨城県東海村でのJCO臨界事故を想起せよ。しかも、当事者には手もちの情報がほとんどなく、その上で、政府からの避難指示が出たのである。さらに言えば、原発事故直後の数日間の、東京電力が公表している福島第一原発内に設置したモニタリングポストの計測値を後で確認してみると、三月二二日午前〇時三〇分に正門付近で毎時三八五・五マイクロシーベルト、午後三時二九分にはMP-四で毎時一〇一五・一マイクロシーベルト、そして三月一五日午前九時の正門付近でなんと毎時一九三〇・〇マイクロシーベルトという高線量値を記録し、同日午後一時五〇分に毎時九六九・九マイクロシーベルトとなつて毎時一ミリシーベルトを下回るまで高線量値が続いたことが判明している（東京電力ホームページ「福島第一原子力発電所のモニタリング状況」二〇一五年八月三〇日取得、<http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu11/images/110528d.pdf>）。むろん、これは福島第一原発敷地内の計測値であり、さすがに原発から数キロメートル離れたところにある、大熊町や双葉町の高齢者施設では、これよりもはるかに低い線量であったはずだし、建物の中ならばさらに線量は下がるし、さらには空間線量ではなく、放射線防護の基本である実効線量で言えばもっと低い値になるはずである。とはいえ、それでも、空間線量で言えば、毎時一〇〇マイクロシーベルトを一時的にせよ超えることもあったのではないかと推定される。避難すべし、という当局の指示には、適及的に見ても、一定の妥当性があったと言わなければならない。

けれども、結末はどうであったか。事故後にしばしば言及された大熊町の「双葉病院」の場合について言えば、三月一四日に、患者三四人と介護老人保健施設の入所者九八人が、政府の緊急避難指示に従ってバスでいわき市に避難しようとしたが、通行禁止の道路を避けるため南相馬まで迂回して、一〇時間ほどかけていわき光洋高等学校体育館まで避難した。移動過程で八人が死亡し、さらに患者ら五〇人が同三月末までに亡くなつてしまつた（二〇一四年三月二一日『福島民友ニュース』二〇一五年八月三〇日取得、<http://www.minyu-net.com/osusume/daisinsai/serial/1403114/>）。

news3.html)。こうした事態は、実は「双葉病院」だけに限ったことではなかった。二〇一三年八月に出版された、相川祐里奈の『避難弱者』に、福島第一原発直近のいくつかの高齢者施設の事故後数日のドキュメントが報告されていて、大変に貴重である。一例を紹介すれば、富岡町の「東風荘」では、施設長の志賀昭彦が「慌ててやみくもに避難するのではなく屋内退避するほうがよいのではないか」（相川、二〇一三、二五頁）と考えていたが、水素爆発が起きて、観光バスで避難させるという事態になったことが報告されている。乗降口も狭く、乗車ステップも急で、座席が固い観光バスで高齢者を移動させること自体、介護に関わった者たちからして無茶苦茶な話であり、「どうやって身体が不自由な人たちを観光バスに乗せるのよ!」（相川、二〇一三、二九頁）と職員がくっつかかっても、なすすべがない。結局、川内村の集会所で座布団の上に高齢者たちを寝せることに相成った。結果、翌日の三月一日、一人のお年寄りが亡くなる。さらに、一日日には郡山市南の「ビッグパレットふくしま」に再び避難することになる。しかし、「ビッグパレットふくしま」も避難者で満員で、ようやく一階のホールに場所を与えられる。そこでの生活で、「ストレスから嘔吐するものが出たり、下痢で何度もトイレに駆け込んだりする者も目立って」（相川、二〇一三、四二頁）、衛生環境が悪化し、やはり死者が出てしまった。その後、全員を受け入れてくれる須賀川市の施設が現れるが、どんどん離れた場所に移動することになり、それを伝えられた「職員の顔を見ると、だれもが目は虚ろで、顔色も青白くなっていった」（相川、二〇一三、四四頁）とのことである。いずれにせよ、「こんなに早く亡くなるとは思っていなかった人たちが亡くなっていった」というのが現実だったのである（相川、二〇一三、二二〇頁）。

#### 四 原因理解の分裂

このような状況の中で亡くなってしまふことを一般に「震災関連死」と呼ぶ。東日本大震災による避難関連死は、二〇一五年三月一日『河北新報 ONLINE NEWS』によると「福島が最多の一八八四人（前年比二一三人増）。宮城九一〇人（同二七人増）、岩手四五〇人（同一一人増）」とされる（二〇一五年八月三〇日取得、<http://www.kahoku.co.jp/toh>

okunews/201503/20150311\_73022.html)。「」の震災関連死の多くが、避難に端を発したものであった……〔福島県の関連死者は〕ほとんどが、原発事故により避難指示が出された市町村の六五歳以上の高齢者だった〕(相川、二〇一三、二一八頁。「」は筆者加筆)。こうした震災関連死には、原発事故直後の高齢者施設での死亡以外に、避難所や仮設住宅での健康悪化による病死やうつなどによる自死も含まれている。では、原発直近の高齢者施設での、このような痛恨の犠牲の原因は果たして何であったのか。こういう問い自体、馬鹿げているように聞こえるかもしれない。答えは自明のように思われるからである。けれども、冷静に眺めていくと、少なくとも二つの解答が可能であり、それらは互いに対立するのである。一つの答えは、東日本大震災と福島第一原発事故が原因だ、とすることである。間違いなくこうした因果関係理解は妥当である。そして、原発事故が発生して大量の放射性物質が漏れ出したのだから、「いのち」を守るために避難は不可避だったのだ、よって避難行動のなかで亡くなった人が現れたのはやむをえない、そうした犠牲を出したことの原因は原発事故なのだ、という理解に立ち至る。こうした理解は、反原発運動の強力な動機にもなるだろう。原発事故直後には、ネット上で、「双葉病院」などの犠牲は放射線障害だとするような言説まで飛び交った。ただ、遡及的に考えれば、原発敷地内の情報から推定される放射線量からして、「双葉病院」の方々は、おそらく最大に見積もっても実効線量で平均毎時一〇マイクロシーベルトから毎時五〇マイクロシーベルト程度の線量を一日ほど被曝しただけなので、常識から言って、放射線障害は起こりようがない。だとすれば、厳密に言えば、福島県の震災関連死は、放射線被曝というよりむしろ、原発事故に起因する緊急性・危険性の認識が原因だったのだ、ということになるだろう。

しかし、果たして「これらの死は防げなかったのだろうか。助かった、助けられた命もあったのではないか」(相川、二〇一三、二二八頁)。相川の提起する疑問は、まことにもっともである。冷静に考えて、避難指示の眼目は何であったかという点、「いのち」を守る、ということであったはずである。しかるに、結果として多数の死者を出してしまった。元も子もないではないか、という悔やみはぬぐいきれない。たしかに、すでに亡くなられた方々は戻らない。

無理に移動させられて、雑魚寝の固い座布団の上で亡くなった、お年寄りの心情はいかばかりか。「いのち」の切なさ、極まれりである。しかし、将来同様な事故が、世界のどこでも発生しうる。だったら、事後的に検証し、ベターな方策があったかどうかを考えておくことは決して無意義な考察ではない。そうした考察が、せめてもの、尊い犠牲に対する敬意の表明の一部になるはずである。

そこで第二の可能な答えが導かれる。移動困難なお年寄りを無理に避難させたことが犠牲を多発させた原因だ、というのがそれである。「やっぱり避難所での生活や移動に耐えられなかったんだべ」（相川、二〇一三、二二六頁）。介護の現場に携わる人々の観点に立たずとも、寝たきりの状態のお年寄りを移動することが、お年寄りの「いのち」に危険をもたらすことは自明である。だからこそ、先に引用したように、「東風荘」の志賀昭彦は避難よりも屋内退避のほうがよいと当初考えたのであった。この点は、実は、一定程度事実によって確認されている。原発から遠くない飯館村の「いいたてホーム」は、二〇一一年四月二二日に避難指示を受けた。実際、三月一五日には、飯館村役場前で空間線量は毎時四四・七マイクロシーベルトに達していたのであり、年間被曝量が二〇ミリシーベルトに達すると考えられていたのである。ここで施設長の三瓶政美は熟考した。年間二〇ミリシーベルトは屋外で毎日八時間過ごす生活を一年間続けるという前提の数値であり、「裏を返せば屋内にずっといるのであればその値には達しないということになる。いいたてホーム内の線量を測ってみると、室外の5分の1〜10分の1と、線量が低い。利用者は……一日8時間も屋外に出ることはありえないため、避難基準である年間20ミリシーベルトには達しないと考えられた」（相川、二〇一三、一二二頁）。こうして三瓶は、避難しないで留まる、という決断をしたのである。その結果どうだったか。「いいたてホームでは、三・一一以降の一年間の志望者数は例年と変わらない水準だった」（相川、二〇一三、一二二頁）。

むろん、「いいたてホーム」の場合と、第一原発にさらに直近の大熊町や双葉町の高齢者施設では、放射線量の条件が違ふ、ということを押さえないければならない。なので、そのまま留まり続けるというのは、現実的には実行困難

であったらう。できるとしても、避難経路や避難場所を確保するまで、せいぜい二、三日待機する、という程度であらう。しかし、それだけでも、少しは条件の良い避難行動が取れたはずである。しかし、そうした「いいいてホーム」以上に原発に近い施設において、三・一一直後の避難指示が出ていた時期に、たとえ二、三日だとしても、あえて待機する、という選択をした場合、放射線量が鑑みて、本場に「いのち」が守れるのか、という当然の疑問も出る。ただ、もし仮に、先に述べたように、「双葉病院」などの三・一一直後の被曝線量が、実効線量で毎時五〇マイクロシーベルトであった場合、三日間留まったとして、計三・六ミリシーベルトであり、健康影響が出るような値ではない。実効線量が毎時一〇〇マイクロシーベルトであったとしても、三日間で計七・二ミリシーベルトであり、まず心配するほどのことではないだろう。七・二ミリシーベルトというのは、胸部CTスキャンとほぼ同量であり、しかも、CTスキャンが瞬間的被曝であるのに対して、三日間にわたって受ける被曝の総量なので、線量率効果により身体への影響は瞬間的被曝より少なくなるからである。

むろん、若い職員の場合はどうか、という問題は生じる。これに対しては、「いいいてホーム」のように長期に留まるとい場合は、若い職員はいったん避難させて、常時ではなく通いの交代制で職務に当たる、というやり方が合理的なように私には思われる。三日ほど待機するというような場合の若い職員への対処は、すべて線量次第である。後知恵で言えば、避難死の悲劇を避ける、あるいは軽減するには、政府は原発事故後ただちに、直近の避難弱者の施設に、放射線防護の専門家を緊急派遣して、線量測定を行い、適切な対策を指示させるよう、仕向けるべきだったのではないか。そうしたことは三月一三日には実行可能だったのではないか。実際、線量と対策が具体的に分かれれば、少しは落ち着ける。パニックにならずに、避難経路や避難所の確保に動ける。しかも、物資を外から輸送する方々も、心構えが冷静にできて、輸送しやすくなる。全国の放射線防護の専門家の方々は、喜んでこうしたミッション参加に手を挙げたはずである。それが彼らの本業なのだから。

いずれにせよ、避難弱者と避難死の問題については、原発事故が原因だという見解と、避難行動が原因だという見

解とが、両方とも有意味かつ妥当に成立しうるけれども、互いに内包が背反するという事情のゆえに、問題それ自体が宙づりになってしまっている感が拭えない。前者が放射線被曝を避難死の究極原因だと捉えるのに対して、後者は放射線被曝を避けることが避難死の原因だと解するからである。原発事故に関しては、どうしても放射線被曝に関心が向けられるので、避難弱者・避難死の問題は、当事者・関係者以外にはなかなか主題化されにくく、放置されがちであると言ってしまうのではないか。動物の死の問題とは様相は大いに異なるが、関心が向けられにくく、ややもすれば、やむをえない、と見なされがちであることはピッタリ共通しているのである。

## 五 放置された動物

けれども、ここまで論じてきて、はたと立ち止まる。動物に関して述べた殺処分、動物実験、屠殺と、原発事故後の避難死とは、うっすらと共通する特徴はあるけれども、根本的に違うのではないか。すなわち、私が主題化したような位相の動物たちは、意図的に殺す、あるいは少なくとも（動物実験の場合は）随伴的に（つまり主たる意図に付随する結果として）殺す対象であるのに対して、避難死された方々は、結果的に悲劇に至ってしまったとしても、救出しよう、「いのち」を救おう、という動機のもとになされた行動の、不幸な帰結なのであって、殺す／殺されるといったターミノロジーとは隔絶されたところに生じた現象であるという、こういう根源的な違いが認められるのである。もちろん、「死」が結果し、しかもそれが主題化されにくい状況に置かれている、という点ではたしかに共通している。「いのち」が静かに、切なく、終わり、やむをえない、という言説のもとに、まるで素通りされるかのように扱われる。少なくとも私には、動物の場合と避難死の場合とで、こうした、うっすらとした共通項が確実に存在しているように思われる。けれども、やはり、ここにはある種の差別の構造が浮かび上がる。どういう事態になったとしても、まず人間は救うが、動物は、単なる人間の都合によるだけで、いとも簡単に殺してしまう。殺してしまったとしても、あたかも見ないふりをしてよいかのように、容認し吞み込んでしまう。

原発事故後、避難所に連れて行けないので、被災地に残されたたくさんのペットがいることが一部報道された。無人の町中を放浪している犬たちの姿も、写真などで紹介された。しかし、実は原発事故に襲われ、無人となった地域には多数の家畜、とくに牛、が残されたのである。そうした家畜たちは、相応の量の放射線被曝を被ってしまった。

そして、二〇一一年五月一二日、当時の菅首相から、福島県知事に対して、「警戒区域内において生存している家畜については、当該家畜の所有者の同意を得て、当該家畜に苦痛を与えない方法（安楽死）によって処分すること」という指示が出た。こうして、原発から半径二〇キロメートル以内に残された家畜たちには生きる道がほぼ閉ざされた。彼らの視点からすれば、「いのち」を奪われる危険状態が招来されてしまったのである。こうしたなか、線量の比較的高い地域に入り、あえて牛たちに餌やりを続けた、何人かの畜産家の人々がいる。

この点については、眞並恭介の『牛と土』という書物に、まことに見事に記述されている。これは、まさに出色のレポートであり、眞並が牛という動物に徐々に引き込まれ、原発事故のもう一つの局面に入り込んでいく様子が克明に記録されている。ここで詳しく紹介することはしないが、原発事故後の数ヶ月の時点での、警戒区域での家畜たちの様子を叙述している部分を切り取ってみよう。浪江町小丸の牧場を経営する渡部典一の報告によると、すでに四月の時点で、「ぞつとするような腐臭を漂わせている畜舎があった。牛が折り重なって餓死している牛舎、豚が全滅して蛆と蠅が大量発生しつつかある豚舎が目飛び込んできた。犬や猫の死骸も目についた」（眞並、二〇一五、二四頁）。「道路にも道端にも、田畑の中にも死んだ牛が倒れていた。クモの巣が張った牛舎の中で、生まれて間もない子牛が母牛に寄り添い、乳を飲む格好で骨になっていた。親子が餓死する前に、この子牛は数日ぐらいは乳を飲めたのだらうか」（眞並、二〇一五、二五頁）。眞並自身も、「骨になった牛が埴輪のようなほの暗い目をこちらに向けていたり、皮と肉が崩れ落ちんばかりの牛が剥落した仏像のように静かに座っていることもあった。無残な姿から目をそらすことはできても、嗅いだ死臭は鼻腔の奥にとどまり、記憶から消えることはない」（眞並、二〇一五、二六頁）と報告している。

何人かの牧場主は餌やりを続けたが、安楽死に同意する飼い主も当然いた。牛は結構な線量の放射線被曝をして、商品としてもはや使えないからである。「安楽死処分が任務である人間の動きは機敏だ……」「二頭の牛のうち」矢は雌牛の首と尻に突き刺さった。雄牛の背は矢を跳ね返したが、一本が腹に命中した。二頭は矢が何であるかを知らないまま、飛んできた方向と反対に逃げた。二頭は立ったまま人間たちを注視していたが、やがて雌の首がぐつと垂れ、雄に寄りかかるように横ざまに倒れた……ひとりだけが吹き矢を麻醉銃に持ちかえた。たちまち一発が雄牛の肩を直撃した……雄牛は身を翻し、銃を構える人間を目がけてまっしぐらに突進していった。至近距離からの針が首に突き刺さると同時に、角が柵の管に衝突する鋭い金属音が炸裂した。角の一本が折れて根元に近い部分で折れて吹っ飛び、鮮血を噴き上げた」（真並、二〇一五、二〇四頁）。こうした事態の中、帰宅困難区域で牛を生かし続けることの意味は何か。餌やりを続ける牧場主たちは、牛を放置し自由にしてやると、人の手の入らない田畑の草を食べ尽くし、そのことで、田畑が荒れるのを防ぐことに気づく。「いま山間の広漠たる田野で牛たちは除草と農地保全の力を自ら実証してくれた……帰宅困難地域で牛を生かしつづけることに意味がないなんて言えないはずだ」（真並、二〇一五、二三三頁）。

迫真のリアリテイが胸を突く。当事者以外には知られていない、「いのち」をめぐるドラマが原発直近の場所で練り広げられていたのである。これは、先に述べた人間の避難死のケースとは相当に異なる。両方とも、やむをえないことであるかのように、外部の人々ならば呑み込んで黙認してしまいがちのことであるという点で共通しているのだが、牛たちの場合は、自分たちに何ら責任がないにもかかわらず、追いつまされ傷つけられ、殺されるのである。不条理ではないか。なんとすべきか。<sup>(5)</sup>

## 六 アニマル主義

私がここでハイライトしたのは、以上に記したような、人間と動物の「いのち」に関する、ある意味での共通性



と、別の意味での相違性と、相互の微妙な絡まり具合にはかならない。そして、その絡まり具合を折出すことで、これまで述べた、いのちの切ないありように対して、さしあたり倫理的に、一歩でも前に進めるような示唆を導きたい。議論の混乱を防ぐため、ここで私は「動物」ということで、さしあたり、犬、猫、牛などの「哺乳類」、とりわけ「哺乳類の成獣」を念頭に置いていることをあらかじめ述べておく。手がかりとして一瞥したいのは、いわゆる「パーソン同一性 (personal identity)」に関して、近年スノードンが取り上げている「メンタル主義 (mentalism)」と「アニマル主義 (animalism)」の対立である。スノードンは、「メンタル主義」との対比のもとで、「アニマル主義」を支持する議論を展開するが、彼によれば「アニマル主義」とは、次の命題に集約される主張のことである。

(A) 私たちの各々は、動物と同一であり、動物と一にして同一である (Each of us is identical with, is one and the same thing as, an animal) (Snowdon, 2014, p. 7)。

この基本命題を主題として提起した後、スノードンは、「私たち」を表現する語として「パーソン (person)」を使用するとした上で、「アニマル主義」と歩調を合わせる思潮として「進化心理学 (evolutionary psychology)」に言及する (Snowdon, 2014, pp. 7-8)。

こうした規定から窺われるように、スノードンは、「私たち」すなわち「パーソン」とは、生物としての存在者であり、よってその同一生は生物・動物としての同一性でなければならず、これに対して、心理的な特徴すなわち意識や自己意識は、パーソンに付随することはあってもパーソンの同一性を確定する本質的な規定にはならない、という議論を展開しようとしている。意識や自己意識をパーソン同一性の本質的根拠にする立場が、「アニマル主義」に対するところの、「メンタル主義」にはかならない。スノードンが、意識や自己意識を本質的規定から除外する理由は、たとえば、「私たちは私たちの人生において、長い時間意識なしに過ごしている、たとえば、夢を見ずに眠っている

ときとか、気絶しているときとか、である」(Snowdon, 2014, p. 59)。スノードンは、こうした自身の立場を公平に検討するため、パーソンではあるけれども動物でない状態、動物ではあるけれどパーソンではない状態、のそれぞれについて詳しく取り上げて論を補強している。こうした「アニマル主義」の立場は、さらに詳しく吟味する必要があるが、ここでは扱わない。

あるいは、スノードンが「アニマル主義」の先達として取り上げているD・ウィギンズは、記憶喪失者の例を挙げ、こういう人は記憶喪失以前と同じパーソンなのか、同じ動物なのか、という問いを提起し、そもそもパーソンでない、同じ動物だが同じパーソンではない、異なるパーソンであり異なる動物である、という三つの可能な見解をすべて斥けた上で、同じパーソンであり同じ動物である、という典型的な「アニマル主義」の立場を打ち出している(Wiggins, 1980, p. 176ff)。ウィギンズは、その後の論文で、パーソンとは私たちが慣れ親しむことのできる被造物と同じ動物としての本性を持つ被造物であるとして、姿形が異なる火星人のような存在者は、知的存在者と見ることは可能だとしても、パーソンとは見れない、と論じている(Wiggins, 1987, p. 72)。たしかに、記憶喪失者や重篤な認知症患者に対して、その家族は、父や母や祖父母と同一人物だということに疑いをもつはずもなく、何とか記憶や理解を取り戻してほしいと願うだろう。血族だと捉えるということは、生物として、遺伝的關係をもつものとして、その人を見ているのであり、あきらかに動物としての理解を骨子としてもっている。さらに、記憶喪失や重篤な認知症患者に、発症以前と、意識や記憶に断絶があるということとは、定義的に明らかである。ということとは、意識や記憶はダイレクトに私たちのその、人性を規定していることにはならない。だとしたら、私たちの同一性は、動物としての同一性だ、という言い方は、一見奇抜に思えるとしても、十分に合理的であり、現代の脳科学の展開にも合致する説得性をも備えていると言えよう。

「アニマル主義」はさしあたり「パーソン同一性」という一種の形而上学的主題についての理論であるが、私たちは動物である、という基本理解を提示するものである以上、人と動物のシームレスな連続性を含意しており、したが

って倫理的な意味でも、人と動物の同等な扱いを示唆するのではないか。そうだとしたら、「アニマル主義」の立場を援用すると、先に触れたような、動物の処分の場合と避難死の場合とに、やむをえない、という言説のもとで素通りされがちである、という共通項があることとピッタリ符合することが裏書きされる。もともと人間は本質的に動物なので、人間以外の動物に関して現れるような「いのちの切なさ」は、人間にも同様に顕現しうるのだ、というわけである。愛犬しずかの亡くなり方を見て、人間の亡くなり方と何も違いはないと感じた。静かに、悟ったように、息を引き取る。看取るほうは、呆然として、その切なさに胸を震わす。同じだ。そして、このように、もし「アニマル主義」に説得性があるのだとしたら、先に記したような、動物の処分と避難死の場合とに現れているような、人と動物の扱い方の相違は、再考の余地が大いになることになる。犬猫の殺処分、家畜の屠殺、放射線被曝をした牛の安楽死、それらは明白にジェノサイドなのだ、別の方策を考えるべきなのだ。私が「アニマル主義」を理解する限り、こうした含意を読み込まないではいられない。

しかしながら、「アニマル主義」には納得しがたい部分もある。たしかに「アニマル主義」の立場を取ると、人権(human rights)が認められる以上、同じ動物である他の動物にもアニマルライツ(animal rights)が認められることはおかしなことではない、という議論になり、今日の動物倫理の趨勢に親和する。けれども、規範倫理に限っても、権利概念だけで倫理の言説は完結しない。権利はいわば、行為や活動の「事前根拠(prior ground)」である。権利が認められている場合、行為や活動を目指す権利主張は考慮されなければならない。権利主体以外の他者の視点からすれば、権利が認められている者の権利主張を容認してあげる「義務」がある。いわゆる「権利と義務の相関性」である。しかし、倫理は、行為や活動の結果に対する「事後帰属(posterior attribution)」も論じなければならない。すなわち、「責任(responsibility)」をめぐる言説である。私が問いたいののは、パーソンとしての人間に関して責任帰属が可能なのは当然としても、では果たして犬や猫や牛に責任帰属ができるだろうか、という点である。普通の意味ではできないのではないか。動物の行動に関して、事後的に発生するのは、あくまで自然現象としての結果であって、責任帰属

ではないように思われる。この点で、「アニマル主義」は真の意味では成立しないのではないか。以下のように図示してみよう。網掛けの部分が「アニマル主義」がカバーできる範囲である。私たち人間を理解するには不十全であるように思われる。

事前根拠 事後帰属

アニマル	
動物	人間
アニマルライツ	人権
自然現象としての結果	責任帰属

もつとも、人間と動物のはざまにある、ある種の共通性と、ある種の相違性との絡まり具合を析出する、ということが私自身の狙いだったのだから、「アニマル主義」のこのスキームはむしろ好ましい図式なのではないか、とも言えそうではある。事前根拠というところで共通しているがゆえに、「やむをえない」という言説で「いのち」を葬られてしまうことに対する共通したやるせなさ、切なさ、を覚えるのであり、しかし同時に、人間は事後的に責任を担いやる分だけ動物よりも他者からの恩恵を受ける位相にあり、それがゆえに、どんな場合でも「いのち」を奪うのではなく救おうとする意図の中に位置づけられるのだ、と。納得できるだろうか。紙幅も尽きてきたが、もう少しだけ考察を深めよう。

## 七 パーソン主義

スノードンが「アニマル主義」に対比されるものとして対置させたのは「メンタル主義」であった。彼は、「メンタル主義」の古典的代表としてデカルトとロックを念頭に置いている。とりわけ、ロックのパーソン論が「メンタル

主義」の右代表として言及されている。ロックのパーソン論については、私はすでに単著として自分の見解を発表している、ここで詳しくは繰り返さない。しかし、その後若干の考えの変化もあったので、それも交えて、着想だけ簡略的に記しておこう。あらかじめ言えば、ロックのパーソン論を「メンタル主義」として括ることは、残念ながら、まったくの誤解である。

スノードンが述べるように、ロックはたしかに「パーソン」そして「パーソン同一性」の根拠を「意識 (consciousness)」に求めた (Locke, 1975, 2.27.9)。そして、「同一性」を論じる場合、無機的物质としての実体 (substance)、生物としての人間 (man)、そしてパーソン、の三つは異なるものとして区別されねばならない、とも宣言している (Locke, 1975, 2.27.7)。けれども他方で同時にロックは、「パーソンとは、行為とその功罪に充当する法廷用語 (a Forensic term) とある」 (Locke, 1975, 2.27.26) とも述べる。しかもロックは、酔漢の犯した罪は、たとえ酔漢が行為中に意識しなかったとしても、正気のときと酔ったときは同じパーソンなので、人間の法廷が酔漢を罰するのは当然であり、意識の欠如が酔漢に有利なように証明されることはない、と論じる (Locke, 1975, 2.27.22)。しかし、真に意識が欠如していたかどうかの判断は、究極的には、「最後の審判の日 (The Great Day)」に明らかにする、とする (Locke, 1975, 2.27.22)。こうしたロックの議論に関して私が問題として立てたのは、「パーソン」の成立根拠が「意識」にあるとしながら、法定で責任帰属される場合には「意識」がなくても「パーソン同一性」が認定されるとされているのは、どう理解すべきか、という点であった。私は、「意識」が本来「共通知識 (consentia)」を意味するラテン語に基づいており、「良心 (conscience)」と同義であることに鑑みて、ロックの言う「意識」は決して一人称的・心理的なものではなく、他人称的に、他者から「そのように意識されているべきである・されているはずである」という仕方でも割り当てられるものであること、つまりは、「意識」に基づく「パーソン」というのは相互に規範的な理解を浸透させ合う存在者である、という議論をロックに読み取ったのである。この点は、ロックが『統治論』第二論文において、「パーソン」を所有権の基点として置いていること、しかも所有権はいわゆる「ロック的但し書き」という他

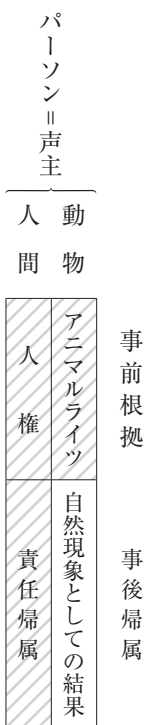
者への考慮を含蓄するものとして意義づけられていることと、びったり照応するという点も、私の立論の重大な根拠であった(一ノ瀬、一九九七、第七章・第八章参照)。しかも、「意識」はロックにおいて「観念」成立の根拠でもあった(Locke, 1975, 2.1.11、一ノ瀬、二〇〇〇、二九三〜二九四頁参照)。だとしたら、「観念」を通じて何かを理解していることは、「パーソン」を通じて成り立っている事態なのである。实体・人間・パーソンの三分も、实体や生物としての人間が「観念」を通じて理解として成立している以上、「パーソン」と同一地平で並列的に区別されているわけではなく、むしろ、「パーソン」はそうした二区分を上位から包含する、メタ次元の、あるいは高階の位相として、实体や人間の概念と区別されていたと解するべきである。こうした点で、スノードンがロックを「メンタル主義」としたことは、少なくとも私の理解からすれば、相当にポイントを外したまとめ方であると言わざるをえない。

こうした理解は、実は、「パーソン」の原義に照らししても確認できることが後からさらに了解されてきた。*person* はラテン語 *persona* に由来し、*persona* はまたラテン語動詞 *personare* から分かれてきたということが一つの説として語られている。*personare* (一人称単数現在形は *persono*) は、*per* (を) と *sonus* (音、声) から成る動詞で、「反響させる、音・声を出す」という意味である。だとしたら、「パーソン」はいわば定義的に声や音を反響させる他者、あるいは声を向ける相手、を前提する存在者であることになる。私は、こうした原義の意義に照らして、「パーソン」を「声主」と訳すことをつとに提案してきた。こうした「声主」としての「パーソン」理解は、ロックの規定する「パーソン」と通底する。ロックの「パーソン」は、他者との相互関係の中で、他者を前提する中で、いわば他者との反響のし合いの中で、生成してくるものだからである。しかも、『統治論』の中での所有権の基点としての「パーソン」は、他者を考慮しつつ、労働・努力によって何かを獲得していく存在者である。所有権が、物質存在とは異なる、イデアールな身分のものとして確立されてくるものである以上、それば言葉や声を通じて、努力して懸命に「主張することによって生成してくると考えられる。ならば、そうした「パーソン」を「声主」と捉え返すのは自然だろう。実際、「パーソン」は一般に「人格」と訳され、「人格」は「自由な責任主体」と解されるの

が近代社会のメインストリームの立場である。そして、「自由」は「主張すること」に基づくのは明白だし、「責任」は文字通り「応答」当為性であり、そういう意味で、ロックの文脈を離れても、「パーソン」は「声・音」に深く本質的に関わっているものであり、やはり「声主」と解するにふさわしいのである。

むしろ、以上のような議論の基となっているロックの哲学は、根底にキリスト教的世界観を踏まえたものであり、それに依存的な部分と、より普遍的な展開可能性を秘めた部分とを、きめ細かく腑分けしていく必要がある。それは別の課題として遂行していくべき仕事である。ここでは、ともあれ、「パーソン」は「声主」と捉え返せる、という点を押さえたい。しかるに、そうであるなら、「パーソン＝声主」は、なにも人間に限定されない。動物だって、痛みや苦しみを、そして願望を、「声・音」で表現できるからである。実際、ロック自身、人間の言葉を話すオウムという例を挙げて、それは動物としてはオウムだが、理知的存在であり、ある種の「パーソン」であるということを示唆している (Locke, 1975, 2:27.8)。あるいは、P・シンガーも「人間以外のある種の動物はパーソンである」と断言している (Singer, 1993, p.117)。また、近年では、G・L・フランシオンがより直截に、動物を所有物とする私たち人類の長年の慣習を強く糾弾し、「所有物にならない権利を動物に拡張すると、動物は道徳的パーソンになる。ある存在者をパーソンと呼ぶことは、ひとえに、その存在が道徳的利害を有していると、そして平等な考慮の原則がその存在者に当てはまると、そしてその存在者は事物ではないと、そのように述べることに尽きる」(Francione, 2008, p.61)と論じる。そして、たとえば犬に対する道徳的義務の唯一の根拠は、「犬は感覚体 (sentient) である」ということである。それ以外の、人間のような合理性とか、反省的な自己意識とか、人間の言語によるコミュニケーション能力とか、そうした特性は一切必要ない」(Francione, 2008, p.31)として、動物の「パーソン性」を痛みや苦悩を感じる能力に求めている。これらの哲学者たちの議論は、動物を「パーソン＝声主」として捉える私の見方と親和する。オウムの話の場合にせよ、哺乳類などが苦痛を訴える場合にせよ、それらを「パーソン」とするという立論は、動物たちが「声・音」を挙げていることに基づいているからである。私は、こうした意義での「パーソン」概念をもって人間と

動物とを共通的な基準で捉える立場を、ある種の「パーソン主義 (personism)<sup>(7)</sup>」の一つであると捉えたい。けれども、この意味での「パーソン主義」にも注意すべき点がある。「パーソン主義」は、その成り立ちからして、規範的な責任帰属の営みを添付された存在者理解である。しかるに、すでに述べたように、普通に考えて、動物に責任の事後帰属を当てはめることはできないように思われる。すると、「パーソン主義」のスキームは次のようになる。斜線部が「パーソン主義」がカバーする範囲である。



ここでも、「アニマル主義」と同様、この「パーソン主義」のスキームによって、人間と動物のある種の共通性と、別な局面での相違性が示される、という評価がありうるだろう。そしておそらく、「アニマル主義」の含意と同じ含みをもたらずと同時に、動物は責任帰属がなされないのだから、人間のような規範性の体勢の中に組み込まず、自然のままにしておくことが望ましい、だから、本来は、畜産化もペット化も好ましいことではなく、私たちはベジタリアンになり、愛玩動物を飼うことや動物園の経営などを止めるべきだ、というもう一つの帰結をも示唆するのではなからうか。それが実行できなかったがゆえに、犬猫殺処分や、放射線被曝した牛の安楽死といった、切なさを感じることなしに遂行できないような行為を行う羽目になってしまったのだ、と。



## 八 「アニマル主義」と「パーソン主義」の連続的振幅

しかし、以上の議論は、あくまで、事後帰属に関して、「自然現象としての結果」と「責任帰属」とが異なる、という了解に基づいている。これは、言ってみるならば、記述性と規範性の峻別という、伝統的な二分法に帰着する考え方である。「ヒュームの法則」、「自然主義的誤謬」といった議論にも現れている、事実と規範の区分である。けれども、実は私はこうした二分法に疑いをもっている。記述性と規範性の区別がない、というように考えているわけではない。制限時速の決まっている道路で、制限時速以上のスピードで事実として走ったとしても、規範は失効しない。事実と規範の区別はある。けれども、私は、その区別は連続的なグラデーションをなしていて、境界線事例があるような区分なのではないかと思っているのである。たとえば、かつてH・パトナムは、事実性と規範性の絡み合った概念として「残酷な (cruel)」を例に挙げ、それらが「濃い倫理的概念」と呼ばれてきたことに言及している (Putnam, 2002, p. 33)。

おそらく、事後帰属とか責任帰属とかで、リーガルな処置を思い浮かべると、動物には適用できないと思われるのだと思う。しかし、事後帰属に関する規範性というのを、そんな風に厳格に捉える必然性はない。もっと緩く、自分のしたことの帰結を自覚的に引き受けるようなことを指すと考えれば、動物にだって十分に適用可能である。私の感覚では、たとえば犬は、事後帰属を遂行できている。愛犬しずかは、幼犬時代に、私の手袋を啜えたときに、「それは啜えちゃだめだよ」と私が言って取り上げると、そのことで遊んでもらったように思ったのだろう、後で、わざわざ手袋を啜えて私のところにこれ見よがしに持ってきたのである。これは、規範性と言うにはあまりに些細なことだが、しずかは、自分のしたことの事後帰属が自分に科せられるはずだ、というプロセスを理解していたとしか思えない。だったら、動物だって、事後帰属はなしえるのである。

私の理解では、「アニマル主義」と「パーソン主義」は、互いに境界線事例を通じて混じり合うものであり、おそ

らく、法的な思考様式の時には「パーソン主義」がより前面に出て（「アニマル主義」が消えてしまうわけではなく、微妙に残存しているが）、道徳や倫理を語るときには、「アニマル主義」が優勢になる、そうして、両側面が実践のさまざまなか。だとしたら、犬猫殺処分、動物実験、肉食、避難死、放射線被曝牛の安楽死、といった明らかに道徳が問われる場面では、私たちは主として「アニマル主義」に立ち、事前根拠としての人と動物の共通性に視線を向け、事態の改善を図っていくべきだろう。換言するならば、動物としてのあり方をこそ基本様態として敬意を払う、ということである。そうした示唆は、すでに私たちが濃密に動物、とりわけ犬と、共生しているという事実をさしあたり踏まえて言うならば、動物としての本性を顕現させている犬をむしろ主軸に立てて、犬たちが私たち人間を相棒として選んでくれた、だから私たちはマナーとして犬たちに返礼すべきなのだという見方、私が別の箇所で「返礼モデル」として記述した見方、を採ることを促すように私には思われるのである。<sup>(8)</sup>

\* 本論考は、拙論『いのちは大切』、そして『いのちは切なし——放射能問題に潜む欺瞞をめぐる哲学的再考』（『論集』三三三号、二〇一五、東京大学大学院人文社会科学系研究科哲学研究室、一〜四七頁）の続編である。前作も参照されたい。

\* 本論考を、愛犬しずかに謹んで捧げたい。「虹の橋」での再会をこいねがって。

〔注〕

(1) もちろん、ペット飼育それ自体が果たして倫理的に是認しうる行為なのか、という根本的な問いに対しては、自覚的であればならぬ。ペット飼育そのものが、動物の拘束そして玩具化であり、彼らの本性に反した、あるいは彼らの本性を人為的に改良する、悪徳なものではないか、とする見解がとくに提起されているからである。この場合、ペット飼育が「囚われの身(captive)」なのか「監禁(confinement)」なのかという区別、動物の生存条件を福祉的に適切にしておくことでペット飼育は正当化されるのかどうか、絶滅危惧種を

動物園で保護したりベットとして保護したりすることも悪徳として否認されるべきか、といった問題が検討されなければならないだろう (DeGrazia, 2002, pp. 81-97)。あるいは、ベット飼育は動物を「文明の手回り品 (civilized paraphernalia)」のように扱うことであり、その結果、本性的な「他なるもの」である「自然」に対する無理解、傲慢をもたらし、よってもって人類の自己理解を阻害する、とする P・シエバードのような「デープ・エコロジー」の立場からする根本的な批判も視野に入れなければならないだろう (Shepard, 2008, pp. 511-513)。自分の立場をあえて前倒しで概括すれば、つまりこれは本稿の基本論調なのであるが、こうした根本的な問いに対して、そして「いのち」に関する問い全体に対して、私は、確定的な答えを導こうとする態度そのものがむしろ害悪をもたらすと考えている。事前と事後の区別、程度やグラデーションへの考慮、の二つが私の依拠する二つの論点である。こうした私の考えは、倫理的怠慢、倫理的無責任、あるいは欺瞞だと思われるかもしれない。けれども、強調しておくが、私の考えは、決して、倫理的な判断や決断をしない、ということではない。決断をするためにこそ、その決断によって失われてしまう別の何かへの目線が必要だということ、いわば、泥をかぶる覚悟がつねに必要だ、という点をハイライトすること、むしろそれが趣旨なのである。

- (2) 動物実験と肉食の問題については、拙著『死の所有』第六章で主題的に論じたので、ここでは詳述しない。拙著を参照してほしい。
- (3) 「殺人の被害者」とここで表現したが、厳密には、そもそも殺人の被害者など存在するのか、という「死の形而上学」の問いが考慮されなければならない。これについては、拙著『死の所有』第五章にて詳しく論じた。ぜひ参照してほしい。

(4) 私は、二〇一五年六月一日に、緑美しい飯館村を訪れた。その日の役場前の空間線量は毎時〇・四四マイクロシーベルトであった。「ふくしま再生の会」理事の菅野宗夫氏のご紹介で「いいいたてホーム」にも足を伸ばし、施設長の三瓶政美氏にもお目にかかった。相川祐里奈の『避難弱者』を知るに至ったのも三瓶氏の示唆である。三瓶氏は、「いいいたてホーム」は死亡者の増加はなかったけれど、若い職員は去り、職員の平均年齢は事故前よりも高くなった、と語ってくれた。ここから窺われるように、高齢者施設入所者のお年寄りの場合と、そこでの職員の場合とは、条件が異なる。そうした繊細な相違を考慮に入れないと、緊急避難時の問題についての十全な議論は構築できないだろう。ちなみに、飯館村を去るとき、除染作業中の場所を車で通りかかったが、空間線量は毎時〇・七七マイクロシーベルトであった。復興するにはもう一踏ん張りだが、希望は十分に見えていると実感した。

(5) もっとも、事故がなかったとしても、多くの牛たちは肉牛として生後三〇ヵ月ぐらいで屠殺されていく。安楽死とどこが違うのか、という疑問が出るのも不思議ではない。この辺りは、問題の肝であろう。実際に牛を飼っている人の感覚は、そうでない人の感覚とはだいぶ異なるのである。真並のレポートから引いておこう。「おれは、屠畜場に行く牛をかわいそうだと思ったことはない。母牛から生まれた子牛が育って一人前になり、普通の肉牛なら三〇ヵ月の命を全うする。やあ、おめえら、無事まともに仕上がって、牛の一生を全うできて幸せだな、と思いながら送り出してやりますよ。屠畜場で、死は一瞬。あれは痛くもかゆくもない」(真並、二〇一五、五九頁)。

私自身は肉食に倫理的抵抗があるが、牛を実際に飼っている方々の言い分にも心を動かされないわけではない。果たして私たちは「一生を全うする」というように自分の死を受け取れるだろうか。そのことを考えると、牛たちが、自覚はないかもしれないとしても、「一生を全うする」と記述されるような死に方をしていることに、非常に屈折した嫉妬心のようなものさえ感じなくはない。いずれにせよ、事態のこのように交絡した複層性に思い至らなければ、人と動物の関係についての倫理は到底構築されることはないだろう。

(6) こうした「パーソン＝声主」説を首尾一貫して展開すると、動物のみならず、昆虫、植物、樹木、そして川や山のような自然物までも「音」を発する以上、「パーソン＝声主」となりうる。実際、私はそう考えている。ただし、そこに「パーソン度 (the degree of personhood)」という考え方を導入する、というのが私のスキームである。一ノ瀬 (二〇一一) 第七章参照。

(7) 「パーソン主義 (personism)」という名前で呼ばれる考え方には、歴史的に多様なものがある。私は、ここで、私なりの「パーソン主義」を導入している。

(8) 「返礼モデル」については、一ノ瀬 (二〇一五) を参照。この点について一つ注記すれば、犬を主軸にした見方を真に貫くことは、本当の意味で「高潔」な態度を取ることになるので、現実的には多くの人々に疎まれることになるはずである。この点、犬儒派を代表する、ディオゲネスの次の伝承は示唆的である。「彼は自分のことを、誰からも賞賛されているような種類の犬だと言っていた。だが、そのような称賛者の誰ひとり、自分を連れて狩猟に出かけようとしないのだと」(ディオゲネス・ラエルティオス、一九八九、一三七頁)。人間の道徳と、人間の現実との間には、懸隔がある。それを皮肉によって揶揄することで、たとえ時間が掛かろうと、一歩ずつの改善を図っていくこと、それが犬を主軸にする立場の真骨頂である。

#### 【文献】

相川祐里奈 (二〇一三) 『避難弱者』 東洋経済新報社。

DeGrazia, D. (2002) *Animal Rights: A Very Short Introduction*. Oxford University Press. 邦訳『動物の権利』(戸田清訳、二〇〇三、岩波書店)。

ディオゲネス・ラエルティオス (一九八九) 『ギリシア哲学者列伝(中)』 加来彰俊訳、岩波書店。

遠藤真弘 (二〇一四) 「諸外国における犬猫殺処分をめぐる状況——イギリス、ドイツ、アメリカ」『調査と情報——ISSUE BRIEF』 国立国会図書館、八三〇号、一〜一〇頁。

Francione, G. L. (2008) *Animals as Persons: Essays on the Abolition of Animal Exploitation*. Columbia University Press.

一ノ瀬正樹 (一九九七) 『人格知識論の生成——ジョン・ロックの隣間』 東京大学出版会。

- 一ノ瀬正樹 (二〇〇〇) 『観念』再考——経験論の源泉へ』『西洋哲学史の再構築に向けて』(渡邊二郎監修、昭和堂) 所収、二七八～三三八頁。
- 一ノ瀬正樹 (二〇一一) 『死の所有——死刑・殺人・動物利用に向きあう哲学』東京大学出版会。
- 一ノ瀬正樹 (二〇一五) 『ハチ』そして『犬との暮らし』をめぐる哲学断章』『東大ハチ公物語——上野博士とハチ、そして人と犬のつながり』(一ノ瀬正樹・正木春彦編、二〇一五、東京大学出版会) 所収、二一六～二五五頁。
- Locke, J. (1960) *Two Treatises of Government*, ed. by P. Laslett, Cambridge University Press. 邦訳『全訳統治論』(伊藤宏之訳、一九九七年、柏書房)。
- Locke, J. (1975) *An Essay concerning Human Understanding*, ed. by P. H. Niddich, Clarendon Press Oxford. (I quote by indicating numbers of book, chapter, and section in order.) 邦訳『人間知性論』(一)～(四)』(大槻春彦訳、一九七二～一九七七、岩波書店)。
- Putnam, H. (2002) *The Collapse of the Fact/Value Dichotomy and Other Essays*, Harvard University Press. 邦訳『事実／価値二分法の崩壊』(藤田晋吾・中村正利訳、二〇〇六、法政大学出版社)。
- Shepard, P. (2008) "The Pet World." In S.J. Armstrong and R. G. Botzler (eds.), *The Animal Ethics Reader: 2nd edition*, Routledge, pp. 551-553.
- Singer, P. (1993) *Practical Ethics*, Second Edition, Cambridge University Press. 邦訳『実践の倫理』(山内友三郎・塚崎智監訳、一九九八年、昭和堂)。
- Singer, P. (2002) *Animal Liberation*, HarperVollins Publishers. 邦訳『動物の解放』(戸田清訳、一九八八、技術と人間)。
- 眞並恭介 (二〇一五) 『牛と土——福島「三・一一」その後』集英社。
- Snowdon, P. E. (2014) *Persons, Animals, Ourselves*, Oxford University Press.
- Wiggins, D. (1980) *Sameness and Substance*, Basil Blackwell.
- Wiggins, D. (1987) "The Person as Object of Science, as Subject of Experience, and as Locus of Value." In A Peacocke and G. Gille (eds.), *Persons and Personality*, Blackwell, pp. 56-74.